

国際観光旅客税の使途は、法案には規定されないため、いわゆる目的税には当たりません。一方、現在国会で議論をいただいております観光庁所管の国際観光振興法において、本税の使途を国際観光振興施策に限定しているため、本税はいわゆる特定財源に当たります。具体的には、国際観光振興法において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上の三つの分野に充当するとともに、先進性や費用対効果が高い取組に充てることを法定いたしております。

今後、こうした考え方に沿って、毎年度の予算編成過程において、高次元の観光施策の財源に充てられるようしっかりと精査をしてまいりたいと考えております。

次に、国際観光旅客税による地方の観光資源の整備促進についてのお尋ねがありました。国際観光旅客税につきましては、昨年十二月の基本方針において、地域固有の文化、自然を活用した観光資源の整備による地域での体験滞在の満足度の向上などの三つの分野に充当するとともに、本税を充当する施策は、地方創生を始めた日本が直面する重要な政策課題に合致するものであることを基本とすることといたしております。こうした基本方針に基づき、本税を活用しながら地方の観光資源の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国際観光旅客税の検疫や個人識別情報の管理等への活用についてお尋ねがあつております。

日本を観光先進国としていくためには、訪日外国人旅行者の出入国を円滑に行うことが重要であると考えております。このため、現在でも関係省庁において、検疫体制の計画整備のための人員確保や、結核などの入国前スクリーニングの実施の準備、出入国審査におけるIT機器の活用などを取り組んでいるものと承知をいたしております。

平成三十一年度予算におきましても、最新技術を活用した顔認証ゲート等によるCIQ体制の整備や、IC T、IT等を活用した多言語化対応などに本税の徴収を充てることといたしております。

平成三十一年度以降に徴収を充当する具体的な施策、事業については、観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、民間有識者の意見を踏まえ、更に検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、国際観光旅客税の外国人向け保険等への活用についてのお尋ねがあつております。議員御指摘の、訪日外国人が増加する中で、医療機関における未収金発生の問題につきまして、一つの原因として考えられる言語の違いに対応するため、厚生労働省において医療通訳の配置や多言語資料の作成などの取組を既に行っているものと承知をいたしております。



また、本年三月に内閣官房にワーキンググループが設置され、この未収金の防止も含め、訪日外国人への医療に関する様々な課題について議論されていく予定と承知をいたしております。

いずれにいたしましても、平成三十一年度以降、国際観光旅客税の徴収を充当する具体的な施策、事業につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後検討されていくことと存じますが、その際、関係省庁の取組状況等も十分に踏まえる必要があるかと考えております。(拍手)

平成三十年四月四日(水曜日)

## 参議院本会議



自由民主党副幹事長  
参議院財政金融委員会理事  
参議院議員

## 羽生田俊

### 国際観光旅客税法

#### 趣旨説明に対する質疑

午前十時一分開議

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、国際観光旅客税法について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) たいま議題となりました観光旅客税法の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等といたしております。

第二に、課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国といたしております。

第三に、税率は、本邦からの出国一回につき、千円といたしております。

その他、納税義務の適正な履行を確保する

ため必要な規定を設けることといたしております。

以上、国際観光旅客税法につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) たいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。羽生田俊君。

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 自由民主党の羽生田俊です。私は、自由民主党・こころを代表し、たいま議題となりました国際観光旅客税法につきまして質問いたします。

日本全体の昨年の外国人旅行客数は、約二千八百六十九万人と過去最高を更新し、前年度から約二割も増加いたしました。円安の影響もあると思いますが、日本の魅力を発信し、LCCの就航や客船の寄港などに努力した政府、自治体、民間企業の皆様、温かなおもてなしで迎えた国民の皆様など、オールジャパンの成果であると思います。

この外国人観光客の動きを更に大きなうねりにしていけば、我が国の経済成長、そして我が国への理解促進に大きく貢献することは間違いありません。本日は、このような視点を持って、麻生財務大臣に質問させていただきます。

まず、この国際観光旅客税の必要性につきまして、一昨年、安倍総理が議長を務める明



日の日本を支える観光ビジョン構想会議で、訪日外国人観光客数の目標人数を倍増させ、東京オリンピック・パラリンピックが開催される二〇二〇年に四千万人、その十年後には六千万人とする、そういった目標を打ち出しております。この背景には、名目国内総生産六百兆円達成に向けて、観光施策をその起爆剤にしたいというお考えがあるものと思われ

ます。そこで、今回の国際観光旅客税によりまして、この訪日外国人観光客誘致促進などの更なる充実が図られるものと期待して、既に観光庁などに計上されている予算等を踏まえ、この法律で新税を創設する必要性について、御見解を分かりやすくお示しいただきたいと思っております。

次に、この国際観光旅客税とその使途の関係につきましてお尋ねいたします。

国際観光旅客税は、我が国から出国する観光客等の皆様が納めるということですが、その使途は、日本各地の観光資源の魅力向上や空港での出入国手続施設の充実、高度化が想定されていると伺っております。

ある税の収入を特定の公的サービスに要する費用の財源に充てることが税法で定められている場合は、目的税に分類されます。この目的税を含む特定財源につきましては、その公的サービスの受益と負担の間にかなり密接な対応関係が認められる場合には一定の合理性を持ちますけれども、他方、資源の適正な

につままして徹底すべきであります。

この検疫やスクリーニング検査の徹底化に対しても、今回の国際観光旅客税による財源が活用できるような設計がなされてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、訪日外国人観光客の出入国時のストレスを少なくすると同時に、テロ、犯罪組織、犯罪を未然に防ぐには、IOTや人工知能等を活用した個人情報情報の管理等が有効ではないかと考えますが、これにこの税収を活用することは想定されているのでしょうか、お聞かせください。

訪日外国人観光客が増加することにより、不慮のけがや事故、病気などに見舞われる事例も増えてきております。このため、観光庁を中心に、訪日外国人旅行者を受け入れられる医療機関リストの作成や、日本政府観光局のホームページへの掲載、日本医師会監修の医療機関利用ガイドの作成と配布などにも力を入れてまいりました。



配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性については常に吟味していく必要があると考えられます。

そこで、本国際観光旅客税につきましては、法令上、目的税として分類されるものなのか、あるいは目的税でないのであれば、どのようにこの税による財源を観光基盤の整備強化に確実に振り分けていくつもりで制度設計をしたのか、具体的にお示しください。

昨今、SNS等により、これまで余り観光客が立ち寄りなかつたところに爆発的に外国人が観光に訪れるということが多くの地域から聞かれます。地方の方々も、人口減少社会の中、地方創生の観点から外国人観光客に大きな期待を掛けております。したがって、このような時代背景を考慮して、地方の隠れた観光資源においても、外国人観光客の訪問を考慮した施設やプログラムの整備に力を入れるべきであると考えております。

一方、残念ながら、海外旅行保険に加入せずに訪日する観光客も存在しており、医療機関での医療費未払のトラブルも発生しております。

昨年、沖縄県医師会が県内十九の救急病院を対象に調査をしたところ、受け入れた外国人観光客数は平成二十七年で、この二年間、四倍の一千四百九十二人となりました。その中で、医療費未払による未収金は八百二十七万円にも上っております。

既存の救済制度を利用すれば未収分の補填も可能とされていますが、財政的な負担の増大や制度を悪用した受診も懸念され、対策が必要になっております。

例えば、入国施設の手前に民間保険を購入できるブースを設けて、外国人観光客がきちんと海外旅行保険に加入できるようにするといった方法とか、保険や基金を設けることなどの促進策が必要であります。

今回の国際観光旅客税の財源を利用して、保険や基金の創設などにも利用できるような制度が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上、この度上程されました国際観光旅客税法案につきまして質問させていただきます。御答弁よろしくお願ひ申し上げ、質問を終わらせていただきます。(拍手)

ありがとうございました。(拍手)

今回の国際観光旅客税は、国税として徴収されますが、地方への配分など、地方の観光資源の整備促進のための制度的担保は確保されているのでしょうか。この点につきましてお尋ねいたします。

さて、空港等での出入国手続は、外国人観光客が訪問した国で最初と最後に接する場所であり、その印象はその国の印象を左右するとも言われております。できるだけ迅速に、簡潔に、そして正確に出入国手続を終えることができれば、我が国のイメージは更に上がるものと期待しております。

それと同時に、テロ、犯罪組織や犯行為、そして感染症などの容易に国境を越えて日本にも入ってくる時代において、出入国手続施設は、我が国の安全と安心を守る重要なとりでであります。

また、訪日外国人観光客のみならず、外国人技能実習の職種拡大などにより、更に多くの外国人技能実習生が我が国に訪れることとなります。出入国管理法では、結核を含む二類感染症の患者は入国できないこととなっておりますが、訪日時に症状が出ているとは限りません。感染症対策としては、出国前に自国での健康診断を義務付けることや予防接種の有無の確認など、事前にスクリーニングをしておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、空港等での出入国管理時の検疫とともに、長期にわたり滞在する可能性のある技能実習生には入国前のスクリーニング検査



○国務大臣(麻生太郎君) 羽生田議員から、国際観光旅客税について、五問お尋ねがっております。

まず、新税創設の必要性についてのお尋ねがありました。

現政権におきまして、観光を日本の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、観光庁予算を増額するなどとして精力的に取り組んできたところであります。

二〇二〇年の訪日外国人四千万人目標や東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえれば、より高次元な観光施策を展開することが急務となっておりますのは御存じのとおりです。

このため、国際観光旅客税を創設し、質、量共に観光施策の充実を図るための恒久的な財源を確保することといたしたところであります。

次に、国際観光旅客税の使途についてのお尋ねがありました。